平成26年度

名古屋市各会計予算

目　　次

（一般会計）

平成26年第 1 号議案　平成26年度名古屋市一般会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1頁

（特別会計）

平成26年第 2 号議案　平成26年度名古屋市国民健康保険特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・　17頁
平成26年第 3 号議案　平成26年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算 ・・・・・・・・・・・　21頁
平成26年第 4 号議案　平成26年度名古屋市介護保険特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・　23頁
平成26年第 5 号議案　平成26年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 ・・　27頁
平成26年第 6 号議案　平成26年度名古屋市農業共済事業特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・　29頁
平成26年第 7 号議案　平成26年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算 ・・・・・・・・・・・　31頁
平成26年第 8 号議案　平成26年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ・・　37頁
平成26年第 9 号議案　平成26年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算 ・・・・・・・・・　39頁
平成26年第10号議案　平成26年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算 ・・・・・・・・・　43頁
平成26年第11号議案　平成26年度名古屋市基金特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47頁
平成26年第12号議案　平成26年度名古屋市用地先行取得特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・　53頁
平成26年第13号議案　平成26年度名古屋市公債特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　57頁

（公営企業会計）

平成26年第14号議案　平成26年度名古屋市病院事業会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61頁
平成26年第15号議案　平成26年度名古屋市水道事業会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67頁
平成26年第16号議案　平成26年度名古屋市工業用水道事業会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・　71頁
平成26年第17号議案　平成26年度名古屋市下水道事業会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・　75頁
平成26年第18号議案　平成26年度名古屋市自動車運送事業会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・　79頁
平成26年第19号議案　平成26年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・　83頁

一　般　会　計

平成26年第1号議案

平成26年度名古屋市一般会計予算

平成26年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,057,439,335千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条　地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債）

第4条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

（一時借入金）

第5条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第６条　歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第２項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成26年２月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金額 千円
1 市税		500,021,000
	1 市民税	223,354,000
	2 固定資産税	197,831,000
	3 軽自動車税	1,798,000
	4 市たばこ税	18,779,000
	5 特別土地保有税	1,000
	6 事業所税	15,446,000
	7 都市計画税	42,812,000
2 地方譲与税		6,375,000
	1 地方揮発油譲与税	2,589,000
	2 自動車重量譲与税	3,172,000
	3 地方道路譲与税	1,000
	4 特別とん譲与税	540,000
	5 航空機燃料譲与税	1,000
	6 石油ガス譲与税	72,000
3 県税交付金		49,873,000
	1 利子割交付金	1,125,000
	2 配当割交付金	2,476,000
	3 株式等譲渡所得割交付金	548,000
	4 地方消費税交付金	31,048,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	77,000
	6 自動車取得税交付金	1,364,000
	7 軽油引取税交付金	13,235,000
4 国有提供施設等所在市町村助成交付金		7,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	7,000

款	項	金額 千円
5 地方特例交付金		1,200,000
	1 地方特例交付金	1,200,000
6 地方交付税		5,000,000
	1 地方交付税	5,000,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使用料及び手数料		43,036,483
	1 使用料	31,633,532
	2 手数料	7,087,949
	3 診療収入	2,244,892
	4 介護収入	1,516,265
	5 支援収入	553,845
9 国庫支出金		169,439,406
	1 負担金	133,320,792
	2 補助金	35,455,173
	3 委託金	663,441
10 県支出金		47,197,972
	1 負担金	26,418,877
	2 補助金	16,501,059
	3 委託金	4,278,036
11 財産収入		7,675,673
	1 財産運用収入	1,676,104
	2 財産売払収入	5,999,569
12 寄附金		206,291
	1 寄附金	206,291
13 繰入金		9,533,491
	1 他会計繰入金	9,250,156

款	項	金額 千円
	2 基金繰入金	283,335
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		131,696,018
	1 延滞金、加算金及び過料	605,502
	2 預金利子	26,431
	3 他会計貸付金元利収入	21,000
	4 貸付金元利収入	94,702,819
	5 受託事業収入	754,608
	6 収益事業収入	11,840,683
	7 雑入	23,744,975
16 市債		85,178,000
	1 市債	85,178,000
歳入合計		1,057,439,335

歳　　出

款	項	金額 千円
1 議会費		2,545,818
	1 議会費	2,545,818
2 総務費		46,587,500
	1 総務管理費	21,787,193
	2 財務管理費	8,712,146
	3 選挙費	1,547,461
	4 統計調査費	365,118
	5 徴税費	14,175,582
3 健康福祉費		315,607,430
	1 社会福祉費	86,691,427
	2 老人福祉費	53,798,163
	3 生活保護費	93,716,462
	4 災害救助費	77,937
	5 国民年金費	920,408
	6 国民健康保険費	25,069,968
	7 介護保険費	23,846,395
	8 公衆衛生費	9,716,642
	9 環境衛生費	12,696,770
	10 保健所費	8,593,113
	11 衛生研究所費	480,145
4 子ども青少年費		139,196,973
	1 子ども青少年費	139,196,973
5 環境費		36,852,472
	1 環境保全費	5,711,955
	2 環境事業費	31,140,517
6 市民経済費		111,334,075

款	項	金額 千円
	1 市民生活費	3,088,496
	2 文化振興費	4,877,870
	3 区役所費	13,795,236
	4 産業費	85,121,074
	5 観光費	3,216,981
	6 工業研究所費	1,234,418
7 緑政土木費		62,212,678
	1 土木管理費	8,036,035
	2 道路橋りよう費	20,263,038
	3 街路費	8,845,418
	4 治水費	5,745,158
	5 緑政費	17,983,376
	6 農政費	1,339,653
8 住宅都市費		49,270,483
	1 都市計画費	26,152,985
	2 住宅費	23,117,498
9 消防費		27,988,070
	1 消防費	27,988,070
10 教育費		72,190,513
	1 教育総務費	9,040,790
	2 小学校費	17,286,791
	3 中学校費	10,057,942
	4 高等学校費	11,057,208
	5 幼稚園費	1,801,029
	6 特別支援学校費	1,060,340
	7 大学費	6,577,099
	8 私学振興費	4,019,413

款	項	金額 千円
	9 生涯学習費	7,955,785
	10 体育費	3,334,116
11 公債費		137,737,975
	1 公債費	137,737,975
12 諸支出金		55,815,348
	1 公営企業会計支出金	55,815,348
13 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		1,057,439,335

第 2 表　繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
7 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	20,000
	2 道路橋りよう費	道路・橋りようの整備	800,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
8 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額 千円
市役所東庁舎のエレベーター更新工事	平成27年度から平成28年度まで	484,000
名東保健所の空調設備改修工事	平成27年度	6,000
天白保健所の空調等設備改修工事	平成27年度	26,000
児童福祉施設若葉寮・ひばり荘統合施設の建設	平成27年度から平成28年度まで	696,000
富田工場焼却設備更新の発注設計	平成27年度	17,000
市民会館の外壁等改修工事	平成27年度	94,000
瑞穂文化小劇場備品の整備	平成27年度	28,000
昭和文化小劇場の建設	平成27年度から平成28年度まで	1,150,000
市民御岳休暇村セントラル・ロッジの耐震等改修工事	平成27年度	122,000
名東区役所の空調設備改修工事	平成27年度	24,000
天白区役所の空調等設備改修工事	平成27年度	97,000
矢田コミュニティセンターの建設	平成27年度	76,000
千早コミュニティセンターの建設	平成27年度	60,000
星崎コミュニティセンターの建設	平成27年度	64,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額 千円
舗装道の補修	平成27年度	600,000
側溝改良	平成27年度	40,000
運河橋の改築	平成27年度	205,000
水主ヶ池線の整備	平成27年度	400,000
開橋の改築	平成27年度	442,000
三階橋の改築	平成27年度	669,000
中川橋の改築	平成27年度	874,000
正江橋の建設	平成27年度	462,000
排水施設整備	平成27年度	100,000
東山動植物園旧水族館の解体等工事	平成27年度	62,000
金城ふ頭駐車場の設計	平成27年度	268,000
守山スマートインターチェンジの整備	平成27年度から平成29年度まで	1,359,000
市営住宅の建設	平成27年度から平成28年度まで	2,884,000
市営住宅の耐震改修工事	平成27年度から平成28年度まで	343,000

事　　項	期　　間	限　　度　　額 千円
指令管制システムの改修	平成27年度	777,000
名東消防署豊が丘出張所の改修工事	平成27年度	72,000
消防救急無線機の整備	平成27年度	801,000
小学校校舎の増築	平成27年度	162,000
南養護学校分校整備に伴う宝小学校プール更衣室等の移設工事	平成27年度	32,000
博物館所蔵資料の修復	平成27年度	6,000

（変 更 分）

事　　項	変　更　前		変　更　後	
	期　間	限　度　額 千円	期　間	限　度　額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成32年度まで	54,000,000 外に利息相当額	平成26年度から平成33年度まで	38,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成30年度まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 324,000千円を限度として補償する。	平成26年度から平成30年度まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 228,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地３号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成31年度まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 484,000千円を限度として補償する。	平成26年度から平成31年度まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 413,000千円を限度として補償する。
市道桶狭間勅使線第２号の整備 （平成25年第32号議決）	平成26年度から平成27年度まで	1,500,000	平成27年度から平成29年度まで	1,780,000
東山動植物園温室前館の耐震改修工事 （平成25年第109号議決）	平成26年度から平成27年度まで	177,044	平成27年度	129,623
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成30年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 1,027,880千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度から平成30年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 918,700千円及び利息相当額を限度として補償する。

事　　項	変　更　前		変　更　後	
	期　間	限　度　額 千円	期　間	限　度　額 千円
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 860千円を限度として補償する。	平成26年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 810千円を限度として補償する。
金山北地区施設整備に係る名古屋まちづくり公社の株式会社日本政策投資銀行等からの借入金に対する損失補償 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成31年度まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 527,940千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度から平成31年度まで	株式会社日本政策投資銀行等が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 264,132千円及び利息相当額を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,505,556千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度から平成35年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,150,160千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成46年度まで	261,742,000 外に利息相当額	平成26年度から平成47年度まで	261,807,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成45年度まで	111,160,000	平成26年度から平成46年度まで	101,219,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 （平成25年第32号議決）	平成25年度から平成32年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,460,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度から平成33年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 5,280,000千円及び利息相当額を限度として補償する。

事　　項	変　更　前		変　更　後	
	期　間	限　度　額 千円	期　間	限　度　額 千円
公共用地先行取得(財政局所管分) （平成16年第21号議決）	平成17年度から平成26年度まで	1,958,000 外に利息等相当額	平成27年度から平成36年度まで	484,004 外に利息等相当額

第 4 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
社会福祉施設整備費	1,813,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
老人福祉施設整備費	332,000			
生活保護施設整備費	105,000			
公衆衛生施設整備費	201,000			
霊園斎場整備費	6,808,000			
保健所整備費	51,000			
子ども青少年施設整備費	193,000			
環境保全施設整備費	79,000			
廃棄物処理施設整備費	280,000			
文化振興施設整備費	1,239,000			
区役所整備費	212,000			
地域振興施設整備費	564,000			
名古屋城整備費	22,000			
公共土木事業費	20,145,000			
公園緑地整備費	4,593,000			
農業振興施設整備費	57,000			
住宅建設費	2,989,000			
消防施設整備費	802,000			
義務教育施設整備費	2,564,000			
特別支援学校整備費	138,000			
生涯学習施設整備費	576,000			
体育施設整備費	158,000			
庁舎等整備費	86,000			
高速道路建設資金貸付金	500,000			
高速道路事業出資金	225,000			
市立大学施設整備補助金	50,000			
病院事業出資金	2,290,000			
高速度鉄道事業補助金	588,000			
高速度鉄道事業出資金	2,518,000			
臨時財政対策債	35,000,000			
計	85,178,000			

特　　別　　会　　計

平成26年第2号議案

平成26年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成26年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218,104,170千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　国民健康保険収入		193,034,201
	1　保険料	56,758,735
	2　手数料	1
	3　国庫支出金	47,155,235
	4　療養給付費交付金	5,962,598
	5　前期高齢者交付金	47,009,868
	6　県支出金	12,416,874
	7　共同事業交付金	23,388,865
	8　諸収入	342,025
2　繰入金		25,069,968
	1　他会計繰入金	25,069,968
3　繰越金		1
	1　繰越金	1
歳入合計		218,104,170

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　国民健康保険費		218,084,170
	1　事業費	218,084,170
2　予備費		20,000
	1　予備費	20,000
歳出合計		218,104,170

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額　千円
国民健康保険システムの改修	平成27年度	8,000

平成26年第3号議案

平成26年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,683,359千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　後期高齢者医療収入		23,539,642
	1　保険料	22,867,667
	2　手数料	1
	3　国庫支出金	19,333
	4　諸収入	652,641
2　繰入金		23,143,716
	1　他会計繰入金	23,143,716
3　繰越金		1
	1　繰越金	1
歳入合計		46,683,359

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　後期高齢者医療費		46,663,359
	1　事業費	46,663,359
2　予備費		20,000
	1　予備費	20,000
歳出合計		46,683,359

平成26年第4号議案

平成26年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成26年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,557,266千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第１表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金額 千円
1 介護保険収入		137,046,539
	1 保険料	34,470,496
	2 手数料	1
	3 国庫支出金	35,086,522
	4 支払基金交付金	44,794,010
	5 県支出金	22,686,019
	6 諸収入	9,491
2 繰入金		24,190,859
	1 他会計繰入金	24,190,859
3 繰越金		319,868
	1 繰越金	319,868
歳入合計		161,557,266

歳　　出

款	項	金額 千円
1 介護保険費		161,537,266
	1 事業費	161,217,399
	2 他会計繰出金	319,867
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		161,557,266

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額 千円
介護保険システムの改修	平成27年度	12,000
要介護認定調査の委託	平成27年度から平成31年度まで	325,000

（変 更 分）

事　　項	変　　更　　前		変　　更　　後	
	期　　間	限　度　額 千円	期　　間	限　度　額 千円
要介護認定調査の委託（平成23年第4号議決）	平成24年度から平成28年度まで	495,000	平成27年度から平成28年度まで	209,612
要介護認定調査の委託（平成25年第35号議決）	平成26年度から平成30年度まで	308,000	平成27年度から平成30年度まで	259,000

平成26年第5号議案

平成26年度名古屋市母子寡婦福祉資金
貸　付　金　特　別　会　計　予　算

平成26年度名古屋市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,118,224千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　母子寡婦福祉資金収入		660,224
	1　事　業　収　入	660,224
2　繰　入　金		87,000
	1　他　会　計　繰　入　金	87,000
3　繰　越　金		197,000
	1　繰　越　金	197,000
4　市　債		174,000
	1　市　債	174,000
歳　入　合　計		1,118,224

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　母子寡婦福祉資金貸付金		1,118,224
	1　事　業　費	1,118,224
歳　出　合　計		1,118,224

第 2 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
母子寡婦福祉資金貸付金	174,000	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成26年第6号議案

平成26年度名古屋市農業共済事業特別会計予算

平成26年度名古屋市農業共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,069千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　農　業　共　済　収　入		33,069
	1　繰　越　金	33,069
歳　入　合　計		33,069

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　農　業　共　済　費		33,069
	1　管　理　費	33,069
歳　出　合　計		33,069

平成26年第7号議案

平成26年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成26年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,033,535千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第4条　歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1 卸売市場収入		5,459,361
	1 使用料及び手数料	2,651,807
	2 国庫支出金	20,440
	3 県支出金	56,430
	4 財産収入	75
	5 繰入金	933,180
	6 繰越金	1
	7 諸収入	426,428
	8 市債	1,371,000
2 食肉流通施設収入		3,574,174
	1 使用料及び手数料	487,490
	2 繰入金	2,206,380
	3 繰越金	1
	4 諸収入	880,303
歳入合計		9,033,535

歳　　出

款	項	金　額 千円
1 卸売市場費		5,459,361
	1 事業費	2,090,179
	2 整備費	1,547,068
	3 他会計繰出金	1,822,014
	4 予備費	100
2 食肉流通施設費		3,574,174
	1 市場費	1,741,162
	2 と畜場費	875,108
	3 他会計繰出金	957,804
	4 予備費	100
歳出合計		9,033,535

第 2 表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額 千円
北部市場管理・エネルギー棟の電気設備改修工事	平成27年度から平成28年度まで	778,000

（変 更 分）

事　　項	変　　更　　前		変　　更　　後	
	期　　間	限　度　額 千円	期　　間	限　度　額 千円
卸売機能強化に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償（平成25年第38号議決）	平成25年度から平成27年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、883,600千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度から平成27年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、547,600千円及び利息相当額を限度として補償する。
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償（平成24年第7号議決）	平成24年度から平成28年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成26年度から平成29年度まで	変更前に同じ

第 3 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
中央卸売市場整備費	1,371,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成26年第8号議案

平成26年度名古屋市土地区画整理組合
貸　付　金　特　別　会　計　予　算

平成26年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ822,000千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　事　業　収　入		530,000
	1　貸　付　金　収　入	530,000
2　繰　入　金		14,000
	1　他　会　計　繰　入　金	14,000
3　市　債		278,000
	1　市　債	278,000
歳　入　合　計		822,000

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　土地区画整理組合貸付金		822,000
	1　事　業　費	557,000
	2　他　会　計　繰　出　金	265,000
歳　出　合　計		822,000

第 2 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
土地区画整理組合貸付金	278,000	普通貸借	無利子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成26年第9号議案

平成26年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成26年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,455,695千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　市街地再開発事業収入		1,026,661
	1　国　庫　支　出　金	6,869
	2　諸　　収　　入	1,019,792
2　繰　　入　　金		3,409,034
	1　他　会　計　繰　入　金	3,409,034
3　市　　債		20,000
	1　市　　債	20,000
歳　　入　　合　　計		4,455,695

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　市街地再開発事業費		4,455,695
	1　事　　業　　費	151,667
	2　他　会　計　繰　出　金	4,304,028
歳　　出　　合　　計		4,455,695

第 2 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
市街地再開発事業費	20,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成26年第10号議案

平成26年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成26年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ890,713千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　墓地整備事業収入		685,460
	1　使　用　料	580,219
	2　他会計繰入金	105,241
2　公園整備事業収入		205,253
	1　他会計繰入金	192,253
	2　市　債	13,000
歳　入　合　計		890,713

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　墓地整備事業費		685,460
	1　事　業　費	316,629
	2　他会計繰出金	368,831
2　公園整備事業費		205,253
	1　事　業　費	83,376
	2　他会計繰出金	121,877
歳　出　合　計		890,713

第 2 表　債務負担行為

（変 更 分）

事　　項	変　更　前		変　更　後	
	期　間	限　度　額 千円	期　間	限　度　額 千円
墓地公園用地の取得 （平成16年第32号議決）	平成17年度から平成26年度まで	170,000 外に利息等相当額	平成27年度から平成36年度まで	20,271 外に利息等相当額

第 3 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
公園整備事業費	13,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

平成 26 年第 11 号議案

平成 26 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 26 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,115,452 千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　教育基金収入		34,689
	1　基金収入	411
	2　繰入金	23,562
	3　基金積戻金	10,715
	4　繰越金	1
2　住宅敷金積立基金収入		621,642
	1　基金収入	17,233
	2　繰入金	276,839
	3　基金積戻金	327,569
	4　繰越金	1
3　名古屋城整備積立基金収入		5,149
	1　基金収入	148
	2　繰入金	5,000
	3　繰越金	1
4　名古屋城本丸御殿積立基金収入		484,254
	1　基金収入	14,225
	2　繰入金	64,000
	3　基金積戻金	406,028
	4　繰越金	1
5　文化振興事業積立基金収入		43,115
	1　基金収入	4,777
	2　繰入金	3,000
	3　基金積戻金	35,337
	4　繰越金	1
6　国際交流事業積立基金収入		11,090

款	項	金額 千円
	1 基金収入	9,089
	2 繰入金	2,000
	3 繰越金	1
7 大規模施設整備積立基金収入		2,946,738
	1 基金収入	37,212
	2 基金積戻金	2,909,525
	3 繰越金	1
8 高速度鉄道建設積立基金収入		177
	1 基金収入	176
	2 繰越金	1
9 環境保全基金収入		4,335
	1 基金収入	3,334
	2 繰入金	1,000
	3 繰越金	1
10 中区役所等管理基金収入		141,228
	1 基金収入	4,886
	2 基金積戻金	136,341
	3 繰越金	1
11 介護給付費準備基金収入		670,541
	1 基金収入	6,209
	2 繰入金	319,867
	3 基金積戻金	344,464
	4 繰越金	1
12 公債償還基金収入		108,076,667
	1 基金収入	1,048,018
	2 繰入金	51,413,839
	3 基金積戻金	55,614,809

款	項	金　額 千円
	4　繰　越　金	1
13　財政調整基金収入		75,827
	1　基　金　収　入	75,826
	2　繰　越　金	1
歳　入　合　計		113,115,452

歳　　出

款	項	金　額 千円
1 教育基金		34,689
	1 他会計繰出金	11,127
	2 積立金	23,562
2 住宅敷金積立基金		621,642
	1 他会計繰出金	344,803
	2 積立金	276,839
3 名古屋城整備積立基金		5,149
	1 積立金	5,149
4 名古屋城本丸御殿積立基金		484,254
	1 他会計繰出金	406,028
	2 積立金	78,226
5 文化振興事業積立基金		43,115
	1 他会計繰出金	40,115
	2 積立金	3,000
6 国際交流事業積立基金		11,090
	1 他会計繰出金	9,090
	2 積立金	2,000
7 大規模施設整備積立基金		2,946,738
	1 他会計繰出金	2,909,525
	2 積立金	37,213
8 高速度鉄道建設積立基金		177
	1 積立金	177
9 環境保全基金		4,335
	1 他会計繰出金	3,335
	2 積立金	1,000
10 中区役所等管理基金		141,228

款	項	金額 千円
	1 他会計繰出金	141,228
11 介護給付費準備基金		670,541
	1 他会計繰出金	344,464
	2 積立金	326,077
12 公債償還基金		108,076,667
	1 他会計繰出金	55,614,809
	2 積立金	52,461,858
13 財政調整基金		75,827
	1 積立金	75,827
歳出合計		113,115,452

平成26年第12号議案

平成26年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成26年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,344,328千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　公共用地先行取得資金収入		12,051,140
	1　繰　入　金	7,459,047
	2　振　替　収　入	3,460,093
	3　市　債	1,132,000
2　都市開発用地取得資金収入		4,293,187
	1　繰　入　金	1,201,673
	2　振　替　収　入	2,682,514
	3　市　債	409,000
3　繰　越　金		1
	1　繰　越　金	1
歳　入　合　計		16,344,328

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　公共用地先行取得費		12,050,941
	1　取　得　費	1,132,567
	2　他会計繰出金	10,918,374
2　都市開発用地取得費		4,293,187
	1　取　得　費	412,000
	2　他会計繰出金	3,881,187
3　予　備　費		200
	1　予　備　費	200
歳　出　合　計		16,344,328

第 2 表　繰越明許費

款	項	事　業　名	金　額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取　得　費	公共用地の先行取得	300,000

第 3 表　地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	1,132,000 409,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,541,000			

平成26年第13号議案

平成26年度名古屋市公債特別会計予算

平成26年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ596,243,630千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　た か し

第 1 表　歳入歳出予算

歳　　入

款	項	金　額 千円
1　公　債		272,650,000
	1　公　債	272,650,000
2　繰　入　金		323,533,628
	1　他　会　計　繰　入　金	323,533,628
3　繰　越　金		60,000
	1　繰　越　金	60,000
4　諸　収　入		2
	1　雑　入	2
歳　入　合　計		596,243,630

歳　　出

款	項	金　額 千円
1　繰　出　金		148,389,000
	1　起　債　額　繰　出	148,389,000
2　公　債　費		447,854,630
	1　公　債　償　還　金	395,498,609
	2　公　債　事　務　費	1,055,081
	3　他　会　計　繰　出　金	51,300,940
歳　出　合　計		596,243,630

第 2 表　地方債

起　債　の　目　的	限度額 千円	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
借換債	124,261,000	普通貸借又は証券発行	年5.0％以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公　営　企　業　会　計

平成26年第14号議案

平成26年度名古屋市病院事業会計予算

（総則）

第1条　平成26年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経　営　計　画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	157,315人（1日　431人）	212,524人（1日　871人）
西部医療センター	164,250人（1日　450人）	245,220人（1日 1,005人）
緑市民病院	55,480人（1日　152人）	110,400人（1日　376人）
計	377,045人（1日 1,033人）	568,144人（1日 2,252人）

(2) 主要な建設改良事業　東部医療センター救急・外来棟の整備
東部医療センター病棟改築の設計

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

	千円
第1款　東部医療センター収益	14,128,199
第1項　医業収益	12,516,346
第2項　医業外収益	1,326,455
第3項　特別利益	285,398
第2款　西部医療センター収益	17,153,700
第1項　医業収益	13,836,551
第2項　医業外収益	3,061,149
第3項　特別利益	256,000
第3款　緑市民病院収益	627,046

千円

第１項　医　業　収　益	8,679
第２項　医　業　外　収　益	481,367
第３項　特　別　利　益	137,000
収　入　合　計	31,908,945

支　出

千円

第１款　東部医療センター費	17,574,317
第１項　医　業　費　用	14,151,988
第２項　医　業　外　費　用	81,391
第３項　特　別　損　失	3,340,938
第２款　西部医療センター費	20,779,540
第１項　医　業　費　用	17,026,218
第２項　医　業　外　費　用	544,370
第３項　特　別　損　失	3,208,952
第３款　緑　市　民　病　院　費	641,693
第１項　医　業　費　用	597,709
第２項　医　業　外　費　用	40,470
第３項　特　別　損　失	3,514
第４款　予　備　費	1,000
第１項　予　備　費	1,000
支　出　合　計	38,996,550

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,493,807千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収　入

千円

第１款　東部医療センター資本収入	8,017,292
第１項　企　業　債	5,398,000

千円

第２項	出資金	2,290,000
第３項	一般会計補助金	324,291
第４項	基金収入	1
第５項	その他資本収入	5,000
第２款	西部医療センター資本収入	1,144,461
第１項	企業債	220,000
第２項	一般会計補助金	910,859
第３項	基金収入	2
第４項	基金繰入金	3,600
第５項	その他資本収入	10,000
第３款	緑市民病院資本収入	239,258
第１項	企業債	100,000
第２項	一般会計補助金	139,258
収入合計		9,401,011

支出

千円

第１款	東部医療センター資本支出	8,588,478
第１項	建設改良費	7,930,978
第２項	償還金	652,499
第３項	投資	5,001
第２款	西部医療センター資本支出	2,846,287
第１項	建設改良費	350,139
第２項	償還金	2,486,146
第３項	投資	10,002
第３款	緑市民病院資本支出	460,053
第１項	建設改良費	100,000
第２項	償還金	360,053
支出合計		11,894,818

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限　度　額	5,718,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利　　率	年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 6 条　一時借入金の限度額は、8,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 8 条　救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料等減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、617,633 千円、61,293 千円、20,000 千円及び 48,100 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条　経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,248,001 千円及び 1,374,408 千円である。

2　病院事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、674,398 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条　整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,290,000千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、4,000,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第12条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種　類	名　　称	数量
取得する資産	医療機械器具	病院情報システム	1式
		全身用X線コンピュータ断層診断装置	2台
		血管連続撮影装置	2台

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

平成 26 年第 15 号議案

平成 26 年度名古屋市水道事業会計予算

（総則）

第 1 条　平成26年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　経　営　計　画　　給　水　量　　年間 285,430,000 立方メートル

（1 日　782,000 立方メートル）

給水戸数　　1,255,000 戸

(2)　主要な建設改良事業　　第 3 次水道基幹施設整備及び第 3 次配水管網整備

（収益的収入及び支出）

第 3 条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

	千円
第 1 款　水道事業収益	50,482,004
第 1 項　営業収益	49,517,431
第 2 項　営業外収益	954,573
第 3 項　特別利益	10,000

支　　出

	千円
第 1 款　水道経営費	50,369,004
第 1 項　営業費用	40,985,548
第 2 項　営業外費用	7,616,887
第 3 項　特別損失	1,756,569
第 4 項　予備費	10,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,503,997千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収　　入

	千円
第１款　資本的収入	7,460,013
第１項　企業債	5,000,000
第２項　出資金	183,000
第３項　国庫補助金	84,269
第４項　他会計貸付金返還金	133,448
第５項　基金収入	34,658
第６項　基金繰入金	99,481
第７項　その他資本収入	1,925,157

支　　出

	千円
第１款　資本的支出	25,964,010
第１項　建設改良費	18,599,569
第２項　償還金	7,322,585
第３項　投資	41,856

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　項	期　間	限度額
水道施設建設	平成27年度から平成30年度まで	9,000,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的　　第３次水道基幹施設整備費にあてるため

限　度　額　　5,000,000 千円

起債の方法　　普通貸借又は証券発行

利　　率　　年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法　　起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条　一時借入金の限度額は、2,600,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条　消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、54,855 千円、102,306 千円及び 62,837 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条　水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、183,000 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長　　河　　村　　た か し

平成26年第16号議案

平成26年度名古屋市工業用水道事業会計予算

（総則）

第1条　平成26年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　経　営　計　画　　給　水　量　　年間　22,484,000立方メートル

（1日　61,600立方メートル）

事業所数　107カ所

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

	千円
第1款　工業用水道事業収益	985,876
第1項　営業収益	859,836
第2項　営業外収益	125,540
第3項　特別利益	500

支　　出

	千円
第1款　工業用水道経営費	978,876
第1項　営業費用	899,961
第2項　営業外費用	75,668
第3項　特別損失	2,247
第4項　予備費	1,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額526,054千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収　　入

	千円
第１款　資本的収入	13,380
第１項　出資金	2,580
第２項　その他資本収入	10,800

支　　出

	千円
第１款　資本的支出	539,434
第１項　建設改良費	395,332
第２項　償還金	10,654
第３項　他会計借入金返還金	133,448

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第７条　児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200千円である。

（他会計からの出資金）

第８条　水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受

ける金額は、2,580 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長　　河　　村　　た か し

平成26年第17号議案

平成26年度名古屋市下水道事業会計予算

（総則）

第1条　平成26年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画　処理面積　28,853 ヘクタール（15水処理センター、42ポンプ所）

処理水量　年間435,810,000 立方メートル

（1日　1,194,000 立方メートル）

水洗便所の改造　1,600 個

(2) 主要な建設改良事業　管きょ、ポンプ所及び水処理センター整備

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入

	千円
第1款　下水道事業収益	76,390,439
第1項　営業収益	71,892,214
第2項　営業外収益	4,493,225
第3項　特別利益	5,000

支　出

	千円
第1款　下水道経営費	76,232,439
第1項　営業費用	62,851,708
第2項　営業外費用	12,388,581
第3項　特別損失	982,150
第4項　予備費	10,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35,625,189千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額11,717千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収　　入

	千円
第１款　資本的収入	35,804,658
第１項　企業債	25,000,000
第２項　国庫補助金	9,795,000
第３項　その他資本収入	937,981
第４項　水洗便所改造資金貸付事業収入	71,677

支　　出

	千円
第１款　資本的支出	71,418,130
第１項　建設改良費	41,771,475
第２項　償還金	29,586,695
第３項　水洗便所改造資金貸付事業費	59,960

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道建設	平成27年度から平成29年度まで	16,000,000千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的　下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため

限度額　25,021,000千円

下水道事業建設費　25,000,000千円

水洗便所改造資金貸付金　　21,000千円

起債の方法　普通貸借又は証券発行

利　　率　年　5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法　起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条　一時借入金の限度額は、2,900,000千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条　雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、33,561,779千円、3,244,698千円、43,207千円、86,449千円、30,000千円、25,000千円及び60,588千円である。

（他会計からの補助金）

第9条　水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、5,255千円である。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

平成26年第18号議案

平成26年度名古屋市自動車運送事業会計予算

（総則）

第1条　平成26年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画	最多運転車両数	1日	902	両
	運転キロ	年間	35,770,000	キロメートル
			(1日 98,000	キロメートル)
	乗車人員	年間	118,661,500	人
			(1日 325,100	人)
(2) 主要な建設改良事業	乗合自動車購入及び停留所施設整備			

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

	千円
第1款　自動車運送事業収益	24,771,274
第1項　営業収益	20,275,182
第2項　営業外収益	4,098,403
第3項　特別利益	397,689

支　　出

	千円
第1款　自動車運送事業費	24,282,306
第1項　営業費用	22,971,024
第2項　営業外費用	566,882
第3項　特別損失	734,400

	千円
第４項　予　備　費	10,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,309,880千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収　入

	千円
第１款　資本的収入	2,717,287
第１項　企業債	394,000
第２項　出資金	200,000
第３項　一般会計補助金	864
第４項　基金繰入金	2,088,676
第５項　その他資本収入	33,747

支　出

	千円
第１款　資本的支出	5,027,167
第１項　建設改良費	559,057
第２項　企業債償還金	4,458,110
第３項　予　備　費	10,000

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的　自動車運送事業整備費にあてるため

限度額　394,000千円

起債の方法　普通貸借又は証券発行

利　率　年　5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法　　起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第6条　一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

（他会計からの負担金）

第7条　児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、141,209千円である。

（他会計からの補助金）

第8条　資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,124,189千円である。

2　地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,036,000千円である。

3　基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、289,621千円である。

4　共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、291,549千円である。

5　バリアフリー化設備の整備にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、864千円である。

（他会計からの出資金）

第9条　経営の健全化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、200,000千円である。

平成26年2月19日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

平成26年第19号議案

平成26年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

（総則）

第1条　平成26年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画	最多運転車両数	1日	674	両（116編成）
	運転キロ	年間	69,240,500	キロメートル
			（1日　189,700	キロメートル）
	乗車人員	年間	448,439,000	人
			（1日　1,228,600	人）
(2) 主要な建設改良事業	車両購入及び駅施設整備			

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費13,597,124千円の財源の一部にあてるため、企業債（資本費負担緩和分）3,870,000千円を借り入れる。

収　　入

	千円
第1款　高速度鉄道事業収益	90,914,162
第1項　営業収益	83,257,469
第2項　営業外収益	7,656,693

支　　出

	千円
第1款　高速度鉄道事業費	88,927,864
第1項　営業費用	69,301,072
第2項　営業外費用	17,036,924

千円

第３項	特別損失	2,579,868
第４項	予備費	10,000

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 3,734,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 38,405,344 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収　　入

千円

第１款	資本的収入	24,704,764
第１項	企業債	19,811,000
第２項	出資金	2,518,000
第３項	一般会計補助金	1,539,740
第４項	国庫補助金	588,970
第５項	基金収入	20,757
第６項	その他資本収入	226,297

支　　出

千円

第１款	資本的支出	59,376,108
第１項	建設改良費	13,716,808
第２項	企業債償還金	45,628,543
第３項	投資	20,757
第４項	予備費	10,000

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
高速度鉄道建設改良	平成 27 年度から平成 29 年度まで	10,000,000 千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限　度　額	23,681,000 千円	
	高速度鉄道事業建設改良費	9,692,000 千円
	高速度鉄道事業資本費平準化債	6,385,000 千円
	高速度鉄道事業特例債	3,734,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	3,870,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利　　率	年　5.0%以内　（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、32,000,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第８条　児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、220,907 千円とする。

（他会計からの補助金）

第９条　高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,512,500 千円及び 443,929 千円である。

2　基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、619,949 千円である。

3　建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）

にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,809,388 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条　建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,518,000 千円である。

平成 26 年 2 月 19 日提出

名古屋市長　　河　　村　　た か し

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。